

軽度者に対する福祉用具貸与 確認フローチャート

<確認対象福祉用具>

車いす（付属品）、特殊寝台（付属品）、床ずれ防止用具・体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置

要支援1、要支援2、要介護1
（自動排泄処理装置は要介護2、要介護3含む）の人

※認定申請中を含む

車いすの場合

種目が「車いす及び車いす付属品」である。
※車いすはケアプランに明記してあれば、申請不要。

NO

車いす以外の場合

特殊寝台及び特殊寝台付属品

YES

床ずれ防止用具及び体位変換器

YES

認知症老人徘徊感知機器

YES

移動用リフト（つり具部分を除く）

YES

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）

YES

認定調査項目1-7「歩行」が「3.できない」に該当

YES

YES

NO

認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断できる。

YES

認定調査項目1-4「起き上がり」が「3.できない」に該当
または 1-3「寝返り」が「3.できない」に該当

YES

認定調査項目1-3「寝返り」が「3.できない」に該当

YES

認定調査項目3-1「意思の伝達」が「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外
または 3-2~7「記憶・理解のいずれか」が「2.できない」
または 3-8~4-1「問題行動のいずれか」が「1.ない」以外に該当し、
かつ、 2-2「移動」が「4.全介助」以外に該当

YES

認定調査項目1-8「立ち上がり」が「3.できない」に該当
または 2-1「移乗」が「3.一部介助」又は「4.全介助」に該当

YES

認定調査項目2-1「移乗」が「4.全介助」
かつ、 2-6「排便」が「4.全介助」に該当

YES

確認申請不要で給付可能

いずれも認定調査項目に該当しない場合

「軽度者の福祉用具貸与に関する確認申請書（医師の所見による場合）」を事前に提出し保険者が判断
（添付書類：①ケアプラン ②サービス担当者会議等の記録簿の写し）

<<確認通知>>

給付可能

*必要性の判断の見直しについて、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行い、
継続して利用する必要があると判断された場合、すみやかに確認申請書を提出してください。